

健康運動習慣形成を促すイラストティップ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康運動習慣形成を促すイラストティップ（以下「ティップ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の研究プロジェクト、ティップを使用する者の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 ティップとは、本会ホームページ内「イラストティップ集」に掲載されている各図柄のことをいう。

(使用の原則)

第3条 ティップの使用は以下の場合に限り自由に使用することができる。

- (1) 変形・加工による使用（以下「加工使用」という。）はせず、基本的にダウンロード時のデータをそのまま（拡大・縮小のみ）のレイアウトで使用する場合。
- (2) 非営利目的で利用する場合

(ティップの使用料)

第4条 ティップの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ティップを使用する者（以下「ティップ使用者」という。）は、使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる事項に従うこと。
- (2) 特定の個人、団体、企業、政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与える使用方法はしないこと。
- (3) 不当な利益をあげるために使用しないこと。
- (4) 本会のイメージを損なうような使用はしないこと。
- (5) 法令や公序良俗に反さないこと。

(使用の非独占性等)

第6条 ティップ使用者が使用するティップを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与しない。また、ティップ使用者又は使用対象物について、本会が推奨を行うものではない。

(責任)

第7条 本会は、ティップ使用を原因とする事故及びティップ使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(1)ティップ使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときはティップ使用者自身が適切に処理する責任を負う。

(2)ティップ使用者は、ティップの使用に際して故意又は過失により本会に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を本会に賠償しなければならない。

第8条 この要領に定めるもののほか、記載のない事項については都度本会が判断する。

附則

この要領は、令和5年6月13日から施行する。